



担 当	福島労働局職業安定部職業安定課 職業安定課長 馬場 一郎 課長補佐 室井 正広
	電話 024-529-5152

被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域等で雇用保険の給付日数を再延長

～10月1日以降、さらに90日分を延長～

現在、雇用保険では、東日本大震災による離職者に対して最大120日分延長して支給する特例措置を実施していますが、10月中旬から順次、支給終了となる人が生じます。

そのため、雇用保険法第25条（広域延長給付）の規定に基づき、震災被害が大きく特に雇用情勢が厳しい、被災3県（岩手・宮城・福島）の沿岸地域及び原発の警戒区域・計画的避難区域の市町村に住む求職者に対して、雇用保険の支給終了日までに再就職が困難な場合には、雇用保険の給付日数が90日分延長されることになりました。期間は平成23年10月1日から平成24年9月30日までです。

【措置の概要】

特に雇用情勢が厳しく就職が困難な地域として、沿岸地域及び原発の警戒区域・計画的避難区域4市11町村を指定し、指定地域に居住し、広域的な求職も視野に入れた活動（※）を行う求職者に対し、給付期間の延長を行うものです。

※地元での求職活動を優先する場合も対象

【延長日数】

90日

【指定地域】

次の沿岸地域及び原発の警戒区域・計画的避難区域の市町村が対象となります。

○福島県

新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、田村市、川内村、楡葉町、広野町、いわき市

【指定期間】

平成23年10月1日から平成24年9月30日まで

※広域延長給付に該当する場合は一定の要件が必要でありますので、詳細については、ハローワークにお尋ねください。

被災沿岸地域において

雇用保険失業給付の給付日数をさらに延長します

～広域延長給付実施のお知らせ～

東日本大震災の被災地域のうち、特に雇用情勢が悪化し、その地域で就職を希望してもすぐには職業に就くことが困難な地域を雇用保険失業給付の延長が必要な地域として指定しました。

この地域にお住まいの方で、雇用保険失業給付の支給終了日までに再就職が困難と認められる場合には、雇用保険失業給付の給付日数を原則「90日」分延長します。

Q1 指定された地域はどこですか。

【岩手県】

洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、遠野市、釜石市、住田町、大船渡市、陸前高田市

【宮城県】

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、大郷町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区に限る)、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

【福島県】

新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、葛尾村、双葉町、大熊町、富岡町、田村市、川内村、楡葉町、広野町、いわき市

Q2 延長の対象となるのはどのような人ですか。

次の要件のすべてを満たす方が対象になります。

- ① 原則として、指定地域内に住んでいること(Q4参照)
- ② 指定期間(※)内に、雇用保険の失業給付が支給終了となること
- ③ ハローワークに求職申込みをしていること
- ④ 住んでいる指定地域外の求人について職業紹介を受けることが可能であること
- ⑤ 再就職が困難と認められること

※ 指定期間は、平成23年10月1日～平成24年9月30日です。

Q3 延長される給付日数は何日ですか。

原則として、90日分延長されます。

Q4 以前は指定地域内に住んでいましたが、東日本大震災により避難し、現在は指定地域外に住んでいます。延長の対象になりますか。

東日本大震災発生時に指定地域内にお住まいだった方は、対象になる場合がありますので、ハローワークにご相談ください。

詳しくは、お近くの都道府県労働局・ハローワークにお尋ねください。



厚生労働省・ハローワーク



日本経団連
しごとプロジェクト